

ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する法制の変容

Transition of Legislation Relating to Registration of Residence for Domestic Migrants in Vietnam

貴志 功 *
Isao Kishi

Abstract

A household registration regime, which was commonly introduced into countries in East Asia, has been a tool for the administration of Vietnam to control its people by tying them to places of their birth and upbringing. Emerging labor demand in urban areas and industrial zones due to rapid economic development, especially after the start of the *Doi Moi* Policy, has increasingly motivated many people in rural villages to domestically migrate. This paper explores legal changes in the household registration for the domestic migrants in Vietnam.

Although the administration of Vietnam did not legitimize domestic migration, it tolerated such movement and migrants' temporary residence. However, temporary residents have not always been entitled to enjoy the same level of social services as those provided for permanent residents in migrated places. Hence, growing social disadvantages have been posed to domestic migrants.

In response, the Government of Vietnam decided to admit the transfer of household registry to migrated places for limited categories of migrants in 1988 and then for all categories of migrants who managed to fulfill the requirements in 1997. The requirements, however, turned out to be too rigid and ambiguous. The key requirements have been to have a legitimate place to reside and to reside for a certain period of time. The Government relaxed and clarified the requirements in 2005. The National Assembly of Vietnam adopted the Law on Residence in 2006 which stipulated the freedom of temporary residence and further relaxed and clarified the requirements.

Changes in the legal regimes have been taken by the administration of Vietnam to facilitate transfer of household registry, while social disadvantages to temporary residents have not been addressed due to lack of the corresponding legislation.

* 在ドバイ日本国総領事館首席領事、Deputy Consul-General, Consulate-General of Japan in Dubai
E-mail: isao.kishi@mofa.go.jp

I. はじめに

1. 目的

ベトナムは、他の東アジア諸国と同様、中国文化の影響を受け中国の律令制を導入した。律令制の下、ベトナムは、班給、課税及び徴兵の制度を導入し、そのための台帳を作成した。同台帳は「戸」と呼ばれる集団単位で作成され、これを基礎に、ベトナム国家は人民¹を生育地に帰属させることを前提に人民管理政策を実施してきた。ところが、開発に伴い都市、工業区等で労働ニーズが高まったこと等により国内移住が始まった。

国内移住の問題は開発に伴って付随しており、それを考察することは、開発戦略を進める現代のベトナムを理解する意味において極めて重要な視点であるといえる。その際、ベトナムの国内移住がどのような実態で行われているか、つまり、移住元及び移住先での移住民の流出入の実態を把握するという視点のみならず、国家として国内移住を行った人民の管理をいかにしているかを把握するという視点も不可欠である。しかし、後者の視点については、これまで国内外を問わずあまり論ぜられていない。

本稿は、ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する国家の法制の変容を法令の制定と運用の両面から解明することを目的とする。

2. 用語の整理

ベトナムにおいて、当局による人民の把握は、常住戸籍、戸籍及び人民証明という3つの制度に基づき行われているが、まず、これらの用語を法令に基づき整理したい。

(1) 常住戸籍

「常住戸籍 (hộ khẩu thường trú又は略してhộ khẩu、漢字を当てるとそれぞれ「戸口常住」、
「戸口」)」とは、戸 (hộ) の集団単位に基づき、人民の住所を管理する制度をいう。なお、これまで発表された文献 (貴志 2006; 扇野 2006等) において、「hộ khẩu」が「戸籍」と訳出されている場合もあるが、次に触れる「hộ tịch」と区別するため、本稿では「常住戸籍」を用いる。

すべての人民は、法令に従い常住地 (nơi thường trú) に常住戸籍を登録する (2006年居住法第18条)。登録された情報は、戸毎に「常住戸籍簿 (sổ hộ khẩu)」に記載される (同法第24条)²。

常住戸籍の管理は、公安省が行い (同法第6条第2項)、人民委員会公安部局が窓口となっている (同法第6条第3項)。

**本稿の作成に際して、名古屋大学法学研究科長兼法学部長鮎京正訓教授と筆者が執行委員を務める私的研究会「ベトナムに関する勉強会」の知見を有する会員の方々から貴重な御助言を賜り、資料を提供していただいた。深謝申し上げたい。なお、本稿は筆者の個人的見解であり、所属先の見解を示すものではない。

¹ 本稿において国家の構成員を指す語として、法令に出てくるものは原文 (漢越語) を忠実に直訳し「人民」又は「公民」、それ以外のは「人民」を用いる。

² 常住戸籍簿には、家族 (gia đình) 毎に登録されるもの (2006年居住法第25条) と個人 (cá nhân) 毎に登録されるものがある (同法第26条)。また、家族常住戸籍簿には、その場所に住んでいる他人 (例えば使用人) が入る可能性がある。2006年居住法より前には、「家族常住戸籍簿 (sổ hộ khẩu gia đình)」と「集合世帯承認書 (giấy chứng nhận nhân khẩu tập thể)」があった (1997年政府議定第51号第8条等)。集合世帯とは、国家機関又は経済社会組織の集合家で暮らす独身者から成る集合世帯 (nhân khẩu tập thể、漢字を当てると「人口集体」) をいう (同議定第5条)。これらの者は、個々に常住戸籍を公安に直接登録するとともに、集合世帯として登録される。家族常住戸籍簿は家長が、集合世帯承認書は代表者が責任を負う。

(2) 戸籍

ベトナムにおける「戸籍 (hộ tịch、漢字を当てると「戸籍」)」とは、戸の集団単位に人民の身分関係を明確にする制度をいう (2005 年政府議定³ 第 158 号第 1 条第 1 項)。具体的には、出生、婚姻、死亡、養子、後見、離婚、氏名等の変更、民族確定、国籍の得喪等という民事上の身分の変動を記録するのが目的である (同議定第 1 条第 2 項)。

すべての人民は、法令上戸籍を登録する権利及び義務を有する (同議定第 3 条)。人民は、基本的に常住戸籍を登録した場所で戸籍を登録する (同議定第 8 条第 1 項)。登録された情報は、戸毎に戸籍簿 (sổ hộ tịch) に記載される (同議定第 4 条)。戸籍簿には、出生、婚姻、死亡、養子等という個別の民事上の身分変動に関する証明書が綴られている (同議定第 2 章)。例えば、出生に際して、人民は、人民委員会に出生登録しなければならない。要請があれば、出生証明書を受けることができる (同議定第 2 章第 1 節)。

戸籍の管理は、司法省が行い (同議定第 75 条)、最下級⁴の人民委員会司法部局が窓口となっている (同議定第 79 条)。もともとは内務省 (現公安省) が所管していたが、1987 年に司法省に移管された (1987 年政府評議会議定第 219 号)。

(3) 人民証明

「人民証明 (chứng minh nhân dân)」とは、当局が人民であることを証明する公的な証明をいう (1999 年政府議定第 5 号第 1 条)。

すべての 14 歳以上の人民は、法令上個々に人民証明証 (giấy chứng minh nhân dân) を携行しなければならない (同議定第 7 条)。人民は、常住戸籍を登録した場所で人民証明証の発給手続を行う (同議定第 3 条第 1 項)。人民証明証は、縦が 53.98 ミリメートル、横が 85.6 ミリメートルの大きさで、表面に顔写真、氏名、性別、出身地及び常住地、裏面に父の氏名、母の氏名、民族、宗教及び左右指紋が貼付又は記載されたものである (同議定第 2 条)。人民証明証は、15 年毎に更新される (同議定第 2 条)。

人民証明の管理は、公安省が行い (同議定第 8 条)、人民委員会公安部局が窓口となっている (同議定第 3 条第 1 項)。

3. これまでの研究成果

ベトナムの国内移住については、これまで主に国内移住の動向把握の研究が行われてきた。この視点においては、地方からの流出の実態と都市等への流入の実態の把握があり得るが、前者については、小川有子 (2004) と扇野竜 (2006) による研究がある。これらは、一時居住届と不在届を提出し、都市その他の地域で就業する農民の実態を、主に農民が農村から流出する原因を農民の視点から考察している。後者については、Li (1996) は、ドイモイ政策開始後の国家計画に基づかない農民のハノイ市への流入の実態を明らかにし、坪井未来子 (2004) は、都市の国内移住者の教育問題を明らかにした。2004 年に国連人口基金の援助により統計総局が行っ

³ 「政府議定」という用語は、Nghị định của Chính phủ の直訳であり、渡辺英緒 (2000) の訳語に準拠している。本稿内の法規文書の訳語の整理は、すべてこれに準拠している。

⁴ ベトナムの地方行政は 3 級から成り、第一級は省 (tỉnh) 及び中央直属市 (thành phố trực thuộc trung ương)、第二級は、省については県 (huyện)、省直轄市 (thành phố thuộc tỉnh) 及び市 (thị xã)、中央直属市については区 (quận)、県 (huyện) 及び市 (thị xã)、第三級は、県については村 (xã) 及び町 (thị trấn)、省直轄市及び市については街区 (phường) 及び村 (xã)、区 (quận) については街区 (phường) から成る (1992 年憲法第 118 条) が、ここでは街区、村及び町を指す。

た2004年ベトナム移住調査や、同総局が1999年から国勢調査⁵の調査項目としている一時居住の調査結果は部分的に公開されているが、Lê Văn Thành (2002; 2006; 2010)等はこれらの分析を行っている。

上記研究は、地方から都市等への流出入の実態を考察する研究であるが、国内移住に関する国家の政策を論じたものは少ない。岩井美佐紀(2006)は、新経済区への組織的移住(計画移住)政策について、伊藤正子(2003)は、タイ族及びヌン族の中部高原への自由移住について研究したが、これらの中で国内移住に関する国家の政策について、その時点に適用された法令等に触れるのみである。また、櫻永真佐夫(2004)は、住民分類のあり方とその把握の仕方に焦点を当てた戸籍、居住登録と国勢調査について研究して、戸籍制度の考察により居住登録を扱っているが、常住戸籍の考察は行っていない。Guest(1998)は、自発的移住者が都市の各種社会サービスにアクセスできない状況を把握し、移住が各種の社会問題や環境問題を都市に引き起こすとの懸念は、むしろ移住者への障壁を取り除くことで解消できるとして、常住戸籍制度を廃止することを提案し、竹内郁雄(2006)は、Guestの研究成果に依拠しつつ、農村から都市への人口移動の規制メカニズムの中心に置かれてきたのが常住「戸籍登録制度」である旨指摘したが、これらは居住登録に関する法制の変容の解明には至っていない。

このように、これまで行われた研究においては、ベトナムの国内移住については、移住元及び移住先での移住民の流出入の動向把握に関するものは少なからずあるものの、国内移住に対応した居住登録をめぐる問題を扱ったものは少なく、居住登録に関する国家の法制の変容については、重要な論点にもかかわらず、その解明を試みたものはない。

しかしながら、近隣国に目を向けると、ベトナムと同様、戸に基づく住民把握の制度を導入し、国内移住が進み、農村部からの出稼ぎ労働者(いわゆる農民工)には医療、教育ほか様々な差別的取扱いがなされている中国については、国内移住に対する居住登録に関する国家の法制の変容を取り上げた研究は存在する。日本人研究者については、西島和彦(2009)が、戸籍(中国語では「戸口」)制度の進展と、暫住人口の管理を中心に戸籍制度改革について論じている。ここにおいて、ベトナムと中国の制度を若干比較すると、(1)中国の戸籍の制度に当たるものとして、ベトナムには常住戸籍と戸籍の2制度がある、(2)中国の戸籍は都市と農村で区別されているのに対して、ベトナムの場合はこの区別がない、(3)中国では農村戸籍者であって都市部で「暫住証」(臨時戸籍登録)を取得した者に都市部での居住を許可し、社会サービスも与えるとともに、その取得手続を簡便化する方向で政策を進めているのに対して、ベトナムでは(一時居住登録の制度があるにもかかわらず)後述するとおり常住戸籍の移転を進める形で政策を進めている、という相違点がある。

⁵ ベトナム民主共和国及びベトナム社会主義共和国において、国勢調査(tổng điều tra dân số và nhà ở、直訳すると「人口及び居住に関する総調査」)は、1960年及び1974年に北部で、1976年に南部で、1979年、1989年、1999年(4月1日午前0時時点の調査)、2004年(10月1日午前0時時点の調査。中間調査と位置付けられている。)及び2009年(4月1日午前0時時点の調査。2010年7月21日に中央国勢調査指導委員会(Ban Chỉ đạo Tổng điều tra Dân số và Nhà ở Trung ương)が正式に結果開示。)に全国で実施された。

II. ベトナムの国内移住者に対する居住登録に関する法制の変容

1. 常住戸籍に関する法制度

1954年のジュネーブ条約を経てベトナムの南北分断が確定された後、現在のベトナム社会主義共和国の前身のベトナム民主共和国で制定された1955年条例により、現在の常住戸籍の制度が導入された（*Báo Công An Nhân Dân* 2006）⁶。

なお、一時居住者⁷について、1988年から人民委員会公安部局は登録を課してきたが⁸、これは常住戸籍に替わるものではなく、公安省による人民管理に資するのみのものであり、常住戸籍に基づき住民に与えられる社会サービスが必ずしも保証されるものではない。

2. ドイモイ政策開始までの状況

1955年条例（その後、1964年政府評議会議定第⁹104号が継承）は、人民が常住地に常住戸籍を登録しなければならないと定めた。しかし同条例及び同議定の下においては、政策的なものを除き常住戸籍の移転が認められていなかった¹⁰。

1986年まで続いた配給（*bao cấp*）制度の下、常住戸籍の所持者のみが配給切符を用いて低料金でコメ、食品、衣類、砂糖及び燃料を買うことができた。これを持たない者は闇市場で高い値段を払わざるを得なかった。結婚、訴訟においても差別があったという（*Viet Nam News* 2005）。

3. ドイモイ政策開始後の状況

1986年、ベトナム共産党は、第6回共産党大会においてドイモイ（刷新）政策を採択し、市場経済制度、対外開放政策等の導入を決定した。この決定を受け、国家は、ドイモイ政策の制度化を逐次進めていったが、市場経済制度の実施のためには労働力の流動性を確保することが

⁶ 引用記事は、人民警察学院（*Học viện Cảnh sát Nhân dân*）グエン・スアン・イェム（*Nguyễn Xuân Yêm*）副学長（教授）（大佐）の解説を掲載したもの。

⁷ 都市の住民は、常住戸籍の登録形式に応じて、次の4種類の集団に分類されている。第一は、都市に常住戸籍を登録している者で常住戸籍を登録した場所に居住しているものの集団で、「カーターモット（KT1）」と呼ばれる。第二は、都市に常住戸籍を登録している者で都市内の常住戸籍を登録した場所と異なる場所に居住しているものの集団で、「カーターハイ（KT2）」と呼ばれる。第三は、地方に常住戸籍を登録している者で現在都市に常住戸籍を登録していないものの集団で、「カーターバー（KT3）」と呼ばれる。第四は、別の場所出身の者で労働又は学業のため一時的に居住しているものの集団で、「カーターボン（KT4）」と呼ばれる（*Thời Báo Kinh Tế Việt Nam* 2005）。これらの分類は、国勢調査において用いられている。なお、KTは何の略かといえば、「*kiểm tra tạm trú*（一時居住調査）」という説（坪井2004）もあるが、はっきりしない。本稿では、一時居住者とは、カーターバーとカーターボンの者を指す。

⁸ 1988年から「KT3」と称される「検査書（*giấy kiểm tra*）」が用いられていたが、1997年から「KT3」の称号は用いられなくなり、家族のすべての成員が期限付き一時滞在する場合には「NK3c」と称される「期限付き一時居住登録証（*sổ đăng ký tạm trú có thời hạn*）」、単身で期限付き一時滞在する場合には「NK3d」と称される「期限付き一時居住証（*giấy tạm trú có thời hạn*）」が交付されるようになった（*Việt Báo* 2004）。これらは2007年から「一時居住証（*sổ tạm trú*、*tạm trú*は漢字を当てると「暫住」）」に統一された（2006年居住法第30条）。

⁹ 「政府評議会議定」の法的地位は「政府議定」と同じである。詳しくは注11を参照。

¹⁰ ベトナムにおいて、憲法上居住及び移動の自由（*quyền tự do cư trú và đi lại*）は従来から認められている。「ベトナム公民は、国内における居住及び移動の自由並びに出国の自由（*quyền ... Tự do cư trú, đi lại*）を有する」（1946年憲法第10条）。「ベトナム公民は、居住及び移動の自由（*quyền tự do cư trú và đi lại*）を有する」（1959年憲法第28条）。「移動及び居住の自由（*Quyền ... tự do đi lại và cư trú*）」は、法律の定めるところにより、尊重される」（1980年憲法第71条）。「公民は、法律の定めるところにより、国内における移動及び居住の自由（*quyền tự do đi lại và cư trú*）」と出入国の自由を有する」（1992年憲法第68条）。しかしながら、移住（常住戸籍の移転）の自由が認められているかどうかについては判然とせず、法令上明確に定められたのは、後述の2006年居住法（第3条）が初めてである。

重要であることから、人民の国内移住の規制緩和について検討と法的整備を行った。

1988年閣僚評議会議定¹¹第4号により、常住戸籍の移転が認められるようになった¹²。しかし、都市の市街区（*nội thành, nội thị*）¹³へ常住戸籍を移転できる者は、原則として、(1)都市の市街区に異動を命ぜられ又は（都市の市街区で）採用された組織及び企業の職員、(2)都市の市街区で勤務し、配偶者が都市の市街区に常住戸籍を有する職員、(3)かつて都市の市街区に常住戸籍を有し、兵役、勤務、労働又は学業から戻った者、(4)都市の市街区の常住戸籍を有する配偶者又は子がいる老弱者又は退職者、(5)都市の市街区の常住戸籍を有する親族に養われている未成年者又は自立困難な病人、(6)都市の市街区の常住戸籍を有する者と婚姻した者、(7)強制労働、農工校就学、再教育センター又は刑務所から復帰した者、に限定されていた（同議定第10条）¹⁴。すなわち、常住戸籍は、依然土地への帰属を前提に制度設計がなされていた¹⁵。

よって、自発的にハノイ市やホーチミン市に出て様々な都市雑業に従事する者は、同議定の対象外となるため、街中で公安に見つかれば地元へ送り帰されたという（岩井2006:119）。

4. 1997年政府議定第51号

1997年7月15日に施行された1997年政府議定第51号により、すべての人民は、一定の要件を満たせば常住戸籍の移転が認められるようになった（第10条）。その要件は、(1)「合法的な家屋」を有すること（*có nhà ở hợp pháp*）（第11条柱書）、すなわち、「自ら所有する家屋（*nhà ở thuộc sở hữu của mình*）」（第11条第1項）又は「合法的な使用权のある家屋（*nhà ở được quyền sử dụng hợp pháp*）」（第11条第2項）を有すること、(2)別途定める最低限の居住面積を満たすこと（*đủ diện tích ở tối thiểu theo quy định*）（第11条第3項）、また、都市に移転する場合には、(3)都市の公安長官からの報告に基づき都市の人民委員会及び内務大臣が報告し決定する「特別な場合」を満たすこととされた（第12条第4項）。

また、手続について初めて規定が置かれ、必要事項を満たす都市への転入申請書を受領してから公安部局は20日以内に解決しなければならない（第10条第4文；1997年内務省通知第6号C.2.b）と規定された。

上記(2)にいう居住面積について、1997年9月、ホーチミン市人民委員会は同市については未だ決定できないとした（1997年ホーチミン市人民委員会指示第26号3）。

1997年12月、1997年政府議定第51号を補足するものとして、1997年内務省人民警察総局公文書第2053号が施行された。ただし、同公文書は公開（つまり官報に掲載）されなかった。報

¹¹ 「閣僚評議会議定」の法的地位は「政府議定」と同じである。日本国憲法にいう「内閣」に相応する用語として、1992年憲法では「政府（*Chính phủ*）」（第8章）、1980年憲法では「閣僚評議会（*Hội đồng Bộ trưởng*）」（第8章）、1959年憲法では「政府評議会（*Hội đồng Chính phủ*）」（第6章）が用いられている。

¹² 東北地方のタイ族及びヌン族は、1990年代、特にその後半、20万人以上が中部高原とその周辺に自由移住し、大きな問題となったが、当初は中部高原への入植がベトナム政府の国策であったため、計画に沿わない移住に対しても生ぬるい対策しかとっていなかった。この自由移住は、1988年閣僚評議会議定第4号の常住戸籍の移転の要件に合わなかったため、1995年政府首相指示第660号により移住先の中部高原で常住戸籍を登録できるようにしたとみられる。

¹³ ここにいう都市とは、中央直轄市、省直轄市及び市を指す。

¹⁴ 常住戸籍を移転したい場合、その者又はその家長（又は集合世帯代表者）は、居住地の人民委員会公安部局に出頭し、常住戸籍の転出の手続を行う。移転者は、新たな居住地の人民委員会公安部局に常住戸籍の登録手続をしなければならない（1988年閣僚評議会議定第4号第9条、1997年政府議定第51号第10条及び2007年政府議定第107号第7条）。

¹⁵ 1995年民法典においても「個人の居住地とは、その者が日常生活を営み（*thường xuyên sinh sống*）、且つ、常住戸籍のある場所をいう」（第48条第1項）と定められている。

道によれば、同公文書は、5年以上実際に居住していた者で、法を犯さず、「合法的な家屋」を有し、安定した仕事があり、常住を希望するものについては、常住戸籍付与の審査に付すことができること、省及び中央直属市の公安長官は、地方の具体的な実状に基づいて資料を作成し、人民委員会委員長と内務省に報告書を提出しなければならないことが定められたという。1998年初め、同公文書の存在を知ったホーチミン市の一時居住者が奮い立ち、窓口の公安部局に殺到したが、公安部局は対応できなかったという (Tuôi Trê 1999)。この理由は、同公文書第 2053 号が一定期間以上の居住を要することを承認要件ではなく審査要件とのみ定めたため、公安部局が個別の事案に対して判断を下せなかったからだとみられる¹⁶。よって、移転手続は進まなかった。

この騒動から一年以上経った 1999 年 8 月、ホーチミン市人民委員会は上記(3)にいう「特別な場合」について指示を発出し¹⁷、常住戸籍の転入の条件として、(1)法令上同市に居住することが禁じられていないこと、(2)家屋について、権限のある当局が発給した家屋所有権及び宅地使用権の有効な証明書を有すること、(3)同市に居住し安定した生活を営んでいる (cố cuộc sống ổn định) ことを掲げた (1999 年ホーチミン市人民委員会指示第 27 号 1)。しかし、「合法的な家屋」の要件が依然厳格なためその要件を満たすことが困難であり、また、一定期間以上の継続居住をもって常住戸籍の転入要件とすることが明記されず居住期間の要件があいまいのままであったため、常住戸籍の転入がなかなか進まなかった。

ドイモイ政策の進展に伴い地方から都市への移住が進み、都市の人口は増大していったが、その都市の常住戸籍を有していない一時居住者も増大してきた。ベトナム統計総局は、5年毎に行われる国勢調査に際して 1999 年から一時居住の調査も行っているが、1999 年国勢調査の結果によれば、例えば、ベトナム最大の都市ホーチミン市の一時居住者の人口は、1999 年 4 月 1 日午前 0 時時点では全体 503 万 4058 人 (Tổng cục Thống kê 1999) の約 14 パーセントに当たる約 70 万人であった (Tuôi Trê 1999)。2004 年国勢調査の結果によれば、同市の一時居住者の人口は、2004 年 10 月 1 日午前 0 時時点では全体 611 万 7251 人 (Tổng cục Thống kê 2004a) の約 30.1 パーセントに当たる 184 万 4548 人であった (Viện Nghiên cứu phát triển thành phố Hồ Chí Minh 2004; Sài Gòn Giải Phóng 2005a)。このように、これら一時居住者は絶対数及び人口比の両面で 1999 年より増大した。

このような都市における急速な一時居住者の増大に対し、公立学校への入学機会の提供、二輪車の購入機会の提供等の住民への社会サービスの提供は、常住者が優先されるため、一時居住者への社会的不利益が生じてきた。

2004 年、統計総局がハノイ市、北東経済区、タイグエン、ホーチミン市及び東部工業区を対象に行ったベトナム移民調査 (Tổng cục Thống kê 2004b) によれば、これらの地域の一時居住者の 60 パーセント以上が家屋に困難があり、23 パーセントが電気、水道に問題がある等と答えたという。また、困難を感じた人のほとんどは親戚や友人に頼り、政権の支援を仰いでいるのは 11 パーセントに過ぎなかったという (Thanh Niên 2005b)。

2005 年に発表された、ハノイ市及びホーチミン市で行われた国会事務局の調査によれば、一番問題とされているのは教育であった。同調査によれば、ホーチミン市の人口に占める一時居

¹⁶ ホーチミン市公安は、一時居住者に対して具体的な指示が来ていないのでどう対応して良いかわからないと説明したという (Tuôi Trê 1999)。

¹⁷ 1999 年 1 月、ホーチミン市公安は、同市人民委員会に 5 年以上の実際の居住がある場合には常住戸籍を与えるよう求める報告書を提出した (Tuôi Trê 1999)。

住者の割合は30パーセントであったのに対して、学童のうち一時居住者の子供が占める割合は10パーセントに過ぎなかったという (Thanh Niên 2005b)¹⁸。なお、小学校、基礎中学校 (trung học cơ sở)¹⁹ 及び普通中学校 (trung học phổ thông) には、公立 (công lập)、半公立 (bán công)、民立 (dân lập) 及び私立 (tư thực) の4種類の形態があるが、一時居住者の子供は、公立学校に入れず、学費が高い²⁰ 私立学校に入らざるを得なかったという²¹。仮に公立の普通中学校に入学できたとしても、教室は別であり、授業料も高かったという²²。

上述に加え、二輪車の購入及び登録、インターネット・サービス・プロバイダ契約等は常住戸籍が必要となるので、一時居住者には不利益が生ずる。2003年1月、公安省は、二輪車の登録は一人一台のみ、常住戸籍のある場所でしか行えないこと、登録時に運転免許証と民事責任強制保険加入を証明する書類を提示しなければならないことを定めた規則を施行した (2003年内務省通知第2号)。ホーチミン市の二輪車の車両番号は50番台であるが、それ以外の番号を付けた二輪車を多数見かける。これらは、一時居住者が常住戸籍のある場所で登録して、鉄道、トラック等で同市に運んだものである。

5. 2005年政府議定第108号

実際の常住戸籍の移転が困難な状況が続いたことを受け、2005年3月末、公安省は1997年政府議定第51号の修正案を提出し (Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005)²³、2005年8月19日、2005年政府議定第108号が公布され、要件の緩和が図られた。

要件のうち、まず、「合法的な家屋」の要件が明確化された (同議定第1条第1項)。「合法的な家屋」のうち「自ら所有する家屋」の規定について、「家屋所有権及び土地所有権の証明書のある家屋又は土地所有権のある土地の上に建築された家屋」とより詳細な規定を設けた上で、その証明書類を例示した (2005年公安省通達第11号 II.A.1.2)。そして、「合法的な使用権のある家屋」についても、「家屋賃貸経営権のある機関、組織又は個人と家屋賃貸借契約を結んだ個人の家屋」又は「機関又は組織が管理する家屋で個人の使用に供されるもの」とより詳細な規定を設けた上で、その証明書類を例示した (同通達 III.A.2)。なお、土地所有権証明書や家屋所有権証明書を未取得である場合でも、最下級の人民委員会の証明書で家屋の合法性を証明することが可能となった (同議定第1条第1項)。居住期間の要件については、中央直轄市の場合その市に継続して3年以上居住することが必要であると明文化された (同議定第1条第2項)。

しかし、常住戸籍の転入は低調に終わった。その理由は、「合法的な家屋」の要件を満たすこ

¹⁸ 引用記事は、国会事務局社会問題課グエン・ヴァン・ティエン (Nguyễn Văn Tiên) 課長による調査を掲載したもの。

¹⁹ 民立学校とは、1989年に民立普通学校開校に関する臨時規定草案により認められた新しい学校の形態であり、社会組織が民間資本により運営するものをいう。ここにいう社会組織とは、国营経済組織 (例えば、事業体、事業連合、国营企業、合弁経済組織)、大学、短期大学、専業中学、職業訓練学校その他の文化社会機関、ベトナム労働連合、ベトナム農民会、ホーチミン共産青年団、ベトナム婦人連合会、祖国戦線並びに中央及び中央直轄市の科学技術会及び文化芸術会をいう (1991年教育訓練省等決定第1931号第8条)。

²⁰ 公立及び半公立の学校の学費は、国家によって決定されるため、各学校によって決定される民立及び私立の学校のものよりも安くなる (ホーチミン市教育訓練局関係者とのインタビュー、2005年11月24日)。

²¹ ホーチミン市の民立学校に通う生徒は、公立学校に合格しなかった者 (約50パーセントから約60パーセント)、両親の事情等で全日制又は全寮制の学校に入る必要がある者、常住戸籍がその地域にない者 (約30パーセント) である (坪井 2004: 6)。

²² カーター・バー世帯とのインタビュー、2005年12月30日。

²³ 引用記事は、公安省公安社会秩序行政管理警察局常住戸籍証明課ヴー・スアン・ズン (Vũ Xuân Dung) 課長 (上佐) の発表を掲載したもの。

とが難しかったからである。この要件を満たすためには、不動産が紛争中でないこと（同通達 III.A.4.1）、開発のため接収予定地でないこと（同通達 III.A.4.2）等の要件が必要であるが、ホーチミン市公安は、人民に常住戸籍を与える活動において、「合法的な家屋」の要件が厄介であるが、特に、家屋が計画された土地にあるかどうかの証明が難しいとした（Viet Nam News 2005）²⁴。

そこで、ホーチミン市公安は、同市人民委員会に対して、街区及び村の人民委員会が人民の申請書を受理する際のためらいがなくなるよう新しい規定に従って常住戸籍の登録手続を詳細に指導する文書を公布することを求めた（Tuổi Trẻ 2005b）。

2005年11月、同市人民委員会は、1997年政府議定第51号第11条第3項及び2005年公安省通達第11号 III.A.3に規定する家屋は、一人当たり最低8平方メートルの面積がなければならぬと指示した（2005年ホーチミン市人民委員会指示第32号2.b）（Sài Gòn Giải Phóng 2005b）。結果として、混乱に拍車を掛けることになった。

2005年政府議定第108号及び同施行細則の施行後、ホーチミン市では2005年11月14日午前8時に転入申請の受付が始まった（Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005）²⁵。同市公安によれば、同議定の要件を満たしているのは13万6658世帯、49万5625人に上るが（Thời Báo Kinh Tế Việt Nam 2005）²⁶、それから2箇月強までの間、同市の公安社会秩序行政管理警察課並びに区及び県の公安部局は、1万7000件以上の申請を受け付けたが、常住戸籍の登録を認めたのは8490世帯、3万61人に過ぎなかったという（Sài Gòn Giải Phóng 2006）²⁷。

また、この時期においても、一時居住者に対する社会的不利益が継続した。例えば、ホーチミン市の一時居住者の子供は、公立の基礎中学校及び普通中学校には入れなかった²⁸。

カーテーパー（注7を参照）に属する一時居住者も移転先の都市で土地及び家屋を購入することが可能であるが、これらの人々に対する不動産証明書²⁹の発給が遅れていた。例えば、2005年8月、ホーチミン市においてカーテーパーに属し安定的に不動産を所有するが、不動産証明書が発給されていない世帯は、12万6900³⁰もあったという（Thanh Niên 2005a）³¹。上述のとおり、合法的な家屋の所有又は人民委員会の証明書がカーテーパーの者の常住戸籍の移転の条件となっているので、不動産証明書がなければ、不動産に関する権利義務を公的に主張できないお

²⁴ 引用記事は、ホーチミン市公安社会秩序行政管理警察課ヴォー・ヴァン・ニュアン（Võ Văn Nhuận）課長（大佐）の発表を掲載したもの。

²⁵ 引用記事は、ホーチミン市公安社会秩序行政管理警察課課長の発表を掲載したもの。また、ハノイ市では2005年11月15日に開始された。

²⁶ ハノイ市では10万人強。

²⁷ 引用記事は、ホーチミン市公安社会秩序行政管理警察課の発表を掲載したもの。

²⁸ ホーチミン市教育訓練局関係者とのインタビュー、2005年11月24日。

²⁹ 正式には、2003年土地法に基づき資源環境省が発行する「土地使用権証明書（giấy chứng nhận quyền sử dụng đất）」という。旧書式の土地使用権証明書（通称「赤帳（sổ đỏ）」）と家屋所有権証明書を統合した統一証明書で、表紙が赤色のため、通称「新赤帳（sổ đỏ mới）」と呼ばれる。全4ページで規格は縦が265ミリメートル、横が190ミリメートルの大きさで、2ページ目に発給人民委員会名、権利者名、3ページ目には土地台帳番号、発給年月日、権利者及び発給者の署名、4ページ目には発給後に行なわれた権利者変更の詳細等が記載される。土地は資源環境省（ホーチミン市では人民委員会資源環境局）、家屋は建設省（ホーチミン市では人民委員会土地建設局）が所管している。

³⁰ 区別では最大の3万5000世帯のゴーヴァップ区、1万6000世帯のトゥードック区、タンビン区、ビンタイン区、タンフー区が続く。なお、ホーチミン市は、第一区から第十二区、ゴーヴァップ区、タンビン区、フーニュアン区、ビンタイン区、トゥードック区、タンフー区、ビンタン区、クチ県、ホックモン県、ピンチャイン県、ニャーペー県及びカンゾー県の19区5県から成る。

³¹ 引用記事は、2005年8月19日、ホーチミン市人民評議会経済予算委員会会合における同市人民委員会資源環境局の発表を掲載したもの。同局は、これらの世帯に不動産証明書を発給することを正式に提起した。

それがあった³²。

また、ホーチミン市において一時居住者の水道料金は常住戸籍の所有者の約3倍であった³³。2005年、同市人民評議会の調査に対して、水供給会社は、市民に供給する清潔な水が未だ十分ではないので、一時居住者への水の価格を市民価格と同額にすれば、1470億ドンの国家補助が必要になると報告した(Thanh Niên 2005b)。

さらに、(1997年政府議定第51号第12条第3項第d号の規定に基づき、)ホーチミン市等都市の市街区の常住戸籍や土地使用権証明書を入手するため、都会の女性と結婚する地方出身の男性が多数いたという(Tuổi Trẻ 2005a)。

6. 2006年居住法

2006年11月に開催された第11期第10回国会において、2006年居住法が採択され、居住に関する規則が初めて法律となった。すなわち、人民の代表である国会議員に審議されたことにより民意がより強く反映されたこと、政府が勝手に改廃できなくなったとの意義がある。同法の内容は、公安省の人民掌握の観点というより人民の権利を強調する書きぶりとなっているのが特徴である。第3条の「公民の居住の自由」の規定において、「公民は、この法及び関連法のその他の規定に基づき、居住の自由を有する。常住又は一時居住の要件を満たす公民は、権限ある国家機関に対し常住又は一時居住の登録を求める権利を有する。」と規定され、常住の自由に加え一時居住の自由が初めて明確に規定された。また、第1条で、「居住とは、公民が村、街区又は町の一拠点で常住又は一時居住の形式により生活を営む(sinh sống)ことをいう。」と定義され、「居住」の概念に「一時居住」が明確に含められた³⁴。

これには、国会社会問題委員会の大きな関与があったとみられる。同法の採択前、2005年12月15日にホーチミン市で「都市及び工業区の移動民に対する政策及び法規」と題する国家セミナーが開催されたが、国会社会問題委員会委員長は、「移動は不可欠な趨勢と認識しなければならない。移動は経済社会発展の積極的な推進力である。この20年間のドイモイにおいて移動勢力がなければ、都市及び工業区は現在のように大きくならなかっただろう。」と述べたが(Thanh Niên 2005b)³⁵、国会社会問題委員会は移住者の立場を積極的に肯定しようとする姿勢がみられる。

また、同法においては要件の緩和及び明確化がかなり進んだが、主な改正点は次のとおりである。まず、これまでの「合法的な家屋」の要件(同法第20条第1項、2007年政府議定第107号第5条第1項)については、この証拠となる必要な証明書類がより明確化された。また、船舶、ボートその他の乗り物が居住地として認められた³⁶。このようなことにより、これまでの「合法的な家屋」が「合法的な居所(chỗ ở hợp pháp)」と改められ、対象範囲が拡大した。さらに、一

³² 2005年8月30日、2003年土地法施行状況の評価のためのダン・フン・ヴォー資源環境大臣及び土地調査団とホーチミン市人民委員会との会合において、グエン・カイ(Nguyễn Khải)資源環境省第一局長はカーテーパーの人々を対象に不動産証明書の早期発給の必要性を指摘し、グエン・ヴァン・ドゥア(Nguyễn Văn Dũa)同人民委員会副委員長が善処を約束した(Người Lao Động 2005)。

³³ カーテーパー世帯とのインタビュー、2006年2月16日。

³⁴ この規定は、2005年民法典の「個人の居住地とは、その者が日常生活を営む(thường xuyên sinh sống)場所をいう。」との定義規定(第52条第1項)を発展させたものと認められる。

³⁵ 引用記事は、国会社会問題委員会グエン・ティ・ホアイ・トゥー(Nguyễn Thị Hoài Thu)委員長の発表を掲載したもの。

³⁶ 所有権を有する居住用の船舶、ボートその他の乗り物及びその本拠地住所の登録証明書類。かかる登録書類がない場合、居住に用いるため船舶、ボートその他の乗り物の所有又は船舶、ボートその他の乗り物及びその本拠地住所に関する売買、贈与、付与、交換若しくは相続に関する村級の人民委員会の確認が必要である。

人当たり最低限の居住面積については、2010年7月10日、同法の細則を定める2010年政府議定第56号が施行され、ハノイ市及びホーチミン市において一人当たり5平方メートル以上が必要であると規定された（第1条第2項）。そして、居住期間の要件が3年以上から1年以上に短縮された（同法第20条第1項）。

手続面においても、必要事項を満たす都市への転入申請書を受領して公安部局が解決しなければならない期間が15日以内に短縮された上、発給できない場合にはその理由を明確に示し文書で回答しなければならないと規定された（同法第21条第3項）。

2007年7月1日、同法が施行され、移転手続の受付が始まった³⁷。2007年、ホーチミン市の人口は全体で665万942人であり（Cục thống kê thành phố Hồ Chí Minh 2007）、同法の移転要件を満たす一時居住者は86万人強と予測されたが（Thông tấn xã Việt Nam 2007）、同法施行後、2009年末までの2年強の間に30万人近くの一時居住者に転入が認められた（Pháp Luật TPHCM Online 2010）³⁸。2009年国勢調査の結果によれば、同市の一時居住者の人口は、2009年4月1日午前0時時点では全体712万3340人（Tổng cục Thống kê 2009）のうち70万人から100万人と推計されている（Lê Văn Thành 2010）。同市の人口増加率（年平均）は、1979-89年1.63パーセント、1989-99年2.36パーセント及び1999-2009年3.50パーセントであり、自然増加率（出生率と死亡率の差）の1979-89年1.61パーセント、1989-99年1.52パーセント、1999-2009年1.17パーセントを超えていた（Lê Văn Thành 2010; Sài Gòn Giải Phóng Online 2009）。つまり、社会増加率（転入率と転出率の差）は、1979年から一貫してプラス（1979-89年0.02パーセント、1989-99年0.84パーセント及び1999-2009年2.33パーセント）であり、且つ、上昇している。その一方で、一時居住者の人口は2004年を頂点に減っている。つまり、常住戸籍の移転の政策が一定の成果を果たしたことがうかがえる。

7. 法政策の概観

これまでみたとおり、1986年にドイモイ政策が開始される前は、人民の移住は政策的なものを除き認められなかった。ドイモイ政策開始以降、政府は、開発に伴い始まった実質的な移住を伴う国内移動に対応し、1988年閣僚評議会議定第4号により常住戸籍の移転の制度を設けたが、その対象者が限られていた（いわば自由意思によらない移住の原則解禁）。その後、1997年政府議定第51号により、すべての人民は一定の要件を満たせば常住戸籍の移転が認められるようになった（いわば自由意思による移住の原則解禁）が、その要件は厳格かつ曖昧であった。そのため、2005年政府議定第108号により常住戸籍の移転の要件がある程度緩和及び明確化されたが、その要件は依然厳格であった。その後、2006年居住法が制定され、居住に関する規則が初めて法律となり、一時居住の自由が定められ、常住戸籍の移転の要件及び手続が緩和及び明確化された。

以上が居住登録に関する法制の変容のあらましであるが、留意すべき点として以下を言及しておきたい。

第一点は、常住戸籍の制度が社会サービスを提供する根拠として維持されたことである。上記I.3.で述べたが、中国では、農村戸籍者であって都市部で「暫住証」（臨時戸籍登録）を取得

³⁷ なお、既にみたとおり、戸籍と人民証明は常住戸籍を登録した場所の人民委員会が発給することになっているので、常住戸籍が移転されれば戸籍と人民証明も移転されることになる。

³⁸ 引用記事は、2010年1月26日の2006年居住法の施行状況に関する公安省ホアン・チュン・ハイ（Hoàng Trung Hải）次官の報告を掲載したもの。

した者に都市部での居住を許可し、社会サービスも与えている。ところが、ベトナムでは、社会サービスは常住戸籍を基に提供するという方針を貫いている。その理由は、上記4.及び5.で言及した、1997年政府議定第51号及び2005年政府議定第108号の施行に向けたホーチミン市人民委員会の対応に手掛かりを見いだせる。同人民委員会は、常住戸籍の移転の要件及び手続の緩和及び明確化に躊躇したのであるが、急速に人口が増大する都市においては、財政の確保が困難であり、教育、水道等基礎インフラの整備が追いつかず、供給量に限界があるので、常住者が急増することを恐れたのであろう³⁹。

第二点は、常住戸籍の移転の要件及び手続の緩和及び明確化が進んだことである。かかる移転において決定的に重要となった要件は、合法的で一定面積以上の居所を有すること及び一定期間以上継続して居住することであるが、1997年政府議定第51号から2005年政府議定第108号、そして2006年居住法に移行するにつれてこれら要件の緩和及び明確化が進んだ。また、2006年居住法の制定をもって、居住登録制度が初めて法律化され、政府が勝手に改廃できなくなったことは、法的安定性の確保という点で意義がある。

第三点は、一時居住の自由が認められたことである。1997年政府議定第51号によって、自由意思による移住は原則解禁となったが、一時居住が法的性質として違法かどうか判然としないという状況が続いた。そして、上記6.で触れたとおり、国会が移住者の立場を積極的に肯定した結果、2006年居住法において一時居住の自由が定められたのであるが、一時居住に合法性が認められたことは大きな意義がある。

このように、ベトナム国家は、常住戸籍に基づき社会サービスを提供する制度を維持しつつ、国内移住の進展による社会サービスにおける不利益の解消を、要件及び手続を緩和及び明確化することにより、常住戸籍の移転を進める形で図ってきた。このようなベトナム国家の取組には一定の評価ができる。

しかしながら、要件を満たし常住戸籍の転入が認められた一時居住者がいる一方で、要件を満たすことができず常住戸籍の転入が認められない又は手続中の一時居住者が社会サービスの面で被っている不利益については、法制上の手当がなされていない。

III. おわりに

本稿は、ベトナムの居住登録に関する法制が、ベトナム民主共和国発足当初からドイモイ政策導入を経て現代に至るまで、国内移住の進展の影響を受けいかに変容していったかを明らかにすることができたと思う。

かつて認められていなかった常住戸籍の移転は、1988年閣僚評議会議定第4号で認められるようになり、自発的移住に基づくものについても1997年政府議定第51号で認められるようになった。つまり、実際の国内移住が先行し、これを追いかけるような形で居住登録の法制が変容していったのである。その後、常住戸籍の移転の要件及び手続は2005年政府議定第108号及び2006年居住法で簡素化されたが、社会サービスを提供する根拠は一貫として常住戸籍とされ、移転要件は現在も課されている。2006年居住法では、一時居住の自由が認められ、すべての人

³⁹ 竹内郁雄は、農村から都市への人口移動について「急速な都市の成長を引き起こして不潔な生活条件下で暮らすようになる」というネガティブな見方が「経済諸力が労働力を都市に引き寄せている」というポジティブな見方を凌駕したため、常住「戸籍登録制度」による規制が維持されたと説明した（竹内2006: 171-172, 187）。

民による国内移住を正当化する法的根拠が整備された。以上が本稿で得られた結論であるが、居住登録に関する法制の変遷を追い、その変容を解明できたことはこれまでの研究の空白を埋めるものであり、今後の研究の呼び水となることを期待したい。

しかしながら、国内移住に関する政策は公安機関が掌握しているため一次資料の入手が困難であり、その考察を公開された法令に多くを依拠せざるを得ないという制約もあり、ベトナムの国家機関内部の法政策決定過程については十分な考察を深めることができなかった。今後の研究課題である。

ここでいま一度ベトナムの社会サービスの提供の状況に触れると、現行の常住戸籍の制度は、一時居住者に一定期間又は全く社会サービスを与えておらず、その結果一時居住者と常住者との間での差別が生まれている。人民に一時居住の自由を認めたのに、社会サービスを保証しないのは法政策としてバランスを失っており、特に教育機会の不平等は貧富の差の定着につながることを指摘したい。

参考文献

<日本語文献>

- 伊藤正子 2003年 「タイ族・ヌン族の国内移住の構造——ベトナム東北山間部少数民族のネットワーク」、『東南アジア研究』40巻4号、484-501頁。
- 岩井美佐紀 2006年 「組織的移住政策にみるベトナムの国家と社会の関係——紅河デルタから『新経済区』への開拓移住」、寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる』、千葉：アジア経済研究所、89-119頁。
- 扇野竜 2006年 「ドイモイ後のベトナム・タイビン省における労働力移動——潜在的失業問題と過剰人口問題に対する意義」、2005年度東京大学総合文化研究科修士論文。
- 小川有子 2004年 「移住・移動」、今井昭夫・岩井美佐紀編『現代ベトナムを知るための60章』、東京：明石書店、143-146頁。
- 樫永真佐夫 2004年 「ベトナム——小中華の国家統合」、青柳真智子編著『国勢調査の文化人類学——人種・民族分類の比較研究』、東京：古今書院、159-176頁。
- 貴志功 2006年 「ホーチミン市の一時居住者めぐる問題」、『世界週報』第87巻第7号、50-51頁。
- 竹内郁雄 2006年 「ドイモイ下のベトナムにおける農村から都市への人口移動と『共同体』の役割試論」、寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる』、千葉：アジア経済研究所、163-199頁。
- 坪井未来子 2003年 「ドイモイ下ベトナムの教育政策——民立学校の誕生を中心に」、2003年12月20日私的研究会での口頭発表資料。
- 西島和彦 2009年 「人口流動化の進展と戸籍制度」、西村幸次郎編著『グローバル化のなかの現代中国法 [第2版]』、東京：成文堂、227-243頁。
- 渡辺英緒 2000年 「法規文書の制定と運用」、白石昌也編『ベトナムの国家機構』、東京：明石書店、53-81頁。

<外国語文献>

- Báo Công An Nhân Dân. 2006. “Hộ khẩu đã hết “sứ mệnh lịch sử”?.” (常住戸籍は歴史的使命を終えたのか) 1 April.

- Cục thống kê thành phố Hồ Chí Minh. 2007. “Dân số và mật độ dân số năm 2007 phân theo quận huyện (2007年の区・県別人口と人口密度).”
- Guest, Philip. 1998. “The dynamics of internal migration in Viet Nam.” *UNDP Discussion Paper 1*. Hanoi: United Nations Development Programme.
- Lê Văn Thành. 2002. “Population and urbanization in Ho Chi Minh City (Vietnam) towards new policies on migration and urban development.” *Poster Paper* prepared for the IUSSP Regional Population Conference, Bangkok, Thailand.
- . 2006. “Migrants and the Socio-Economic Development of Ho Chi Minh City (Viet Nam).” *NIE-SEAGA Conference 2006: Sustainability and South East Asia*, Singapore.
- . 2010. “Đô thị hóa với vấn đề dân nhập cư tại thành phố Hồ Chí Minh (ホーチミン市の移住民問題に対応した都市化).” Tham luận với chuyên đề Kinh tế xã hội đô thị, Hội thảo “Phát triển đô thị bền vững” (2010年5月17日にホーチミン市で開催されたシンポジウム「都市の持続可能な発展」でのテーマ「都市の経済・社会」討論用資料).
- Li, Tana. 1996. “Peasants on the Move: Rural-Urban Migration in the Hanoi Region.” *Occasional Paper (91)*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Người Lao Động. 2005. “Cần sớm xem xét cấp sổ đỏ cho diện KT3? (カーテーパーの人々への赤帳発給を早期に検討すべきか).” 31 August.
- Pháp Luật TPHCM Online. 2010. “Hơn hai năm thực hiện Luật Cư trú ở TP.HCM: quản lý trên giấy (ホーチミン市で居住法の施行後2年強の書類上の管理).” 21 February.
- Sài Gòn Giải Phóng. 2005a. “TPHCM sẽ nhập hộ khẩu cho 500.000 người diện KT3 (ホーチミン市はカーテーパー 50万人の常住戸籍を転入).” 3 August.
- . 2005b. “Nhà ở nhờ phải đảm bảo diện tích tối thiểu 8m²/người (居住面積は一人当たり8平方メートルを満たす必要あり).” 23 November.
- . 2006. “Hơn 30.000 người được nhập khẩu theo quy định mới (新規定により3万人以上が常住戸籍の転入可能に).” 23 January.
- Sài Gòn Giải Phóng Online. 2009. “Dân số TPHCM bùng nổ do tăng cơ học (ホーチミン市人口は社会増加により上昇).” 24 October.
- Thanh Niên. 2005a. “Kiến nghị cấp giấy chủ quyền nhà - đất cho hộ diện KT3 (カーテーパーの人々への不動産証明書発給を提起).” 20 August.
- . 2005b. “Nhức nhối tình trạng kỳ thị “dân nhập cư” (「移住民」へのひどい差別状況).” 16 December.
- Thời Báo Kinh Tế Việt Nam. 2005. “Giảm phiền hà quản lý hộ khẩu (常住戸籍管理の問題解消).” 2 June.
- Thông tấn xã Việt Nam. 2007. “CA TP.HCM sẽ làm việc cả ngày nghỉ để cấp hộ khẩu (ホーチミン市公安、常住戸籍発給のため休日も終日勤務).” 29 June.
- Tổng cục Thống kê. 1999. “Tổng điều tra dân số và nhà ở 1999 (1999年国勢調査).”
- . 2004a. “Tổng điều tra dân số và nhà ở 2004 (2004年国勢調査).”
- . 2004b. “Điều tra di cư Việt Nam năm 2004 (2004年ベトナム移民調査).”
- . 2009. “Tổng điều tra dân số và nhà ở 2009 (2009年国勢調査).”
- Tuổi Trẻ. 1999. ““Tam” trú 5 năm (5年間「一時」居住).” 27 May.
- . 2005a. “Tình đất = tình người?! (土地への愛情 = 人への愛情か).” 22 October.
- . 2005b. “Trách nhiệm của phường, xã ở đâu? (街区及び村の責任の所在はどこに).” 21

November.

Viện Nghiên cứu phát triển thành phố Hồ Chí Minh. 2004. “Báo cáo phát triển kinh tế - xã hội Thành phố Hồ Chí Minh 2004 (2004 年ホーチミン市経済・社会発展報告).”

Việt Báo. 2004. “Việc đăng ký tạm trú, khai sinh cho con và đăng ký xe gắn máy (一時居住登録、子供の出生登録及び二輪車登録).” 15 August.

Viet Nam News. 2005. “Home Sweet Home.” 4 December.

<引用法令>

Hiến pháp nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa năm 1946 (1946 年ベトナム民主共和国憲法) 1946 年憲法 (1946 年 11 月 9 日公布、同日発効、1960 年 1 月 1 日失効)

Điều lệ hộ khẩu tạm thời (常住戸籍に関する暫定条例) 1955 年条例

Hiến pháp nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa năm 1959 (1959 年ベトナム民主共和国憲法) 1959 年憲法 (1959 年 12 月 31 日公布、1960 年 1 月 1 日発効、1980 年 12 月 19 日失効)

Nghị định của Hội đồng Chính phủ số 104/CP ngày 27 tháng 6 năm 1964 ban hành Điều lệ đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1964 年 6 月 27 日付け政府評議会議定第 104 号) 1964 年政府評議会議定第 104 号 (1964 年 6 月 27 日公布、同日発効、一部失効)

Hiến pháp nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam năm 1980 (1980 年ベトナム社会主義共和国憲法) 1980 年憲法 (1980 年 12 月 18 日公布、同月 19 日発効、1992 年 4 月 15 日失効)

Nghị định của Hội đồng Bộ trưởng số 219-HĐBT ngày 20 tháng 11 năm 1987 về việc chuyển giao công tác đăng ký hộ tịch từ Bộ Nội vụ sang Bộ Tư pháp và Ủy ban nhân dân các cấp (戸籍登録工作の内務省から司法省及び各級人民委員会への移管に関する 1987 年 11 月 20 日付け閣僚評議会議定第 219 号) 1987 年閣僚評議会議定第 219 号 (1987 年 11 月 20 日公布、同日発効)

Nghị định của Hội đồng Bộ trưởng số 04-HĐBT ngày 7 tháng 1 năm 1988 ban hành Điều lệ đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1988 年 1 月 31 日付け条例を施行する閣僚評議会議定第 4 号) 1988 年閣僚評議会議定第 4 号 (1988 年 1 月 7 日公布、同日発効、1997 年 7 月 15 日失効)

Quyết định số 1931/QĐ ngày 20 tháng 8 năm 1991 của Bộ Giáo dục và Đào tạo, Sở Giáo dục và Đào tạo ban hành quy chế trường phổ thông dân lập (民立普通学校規則を施行する 1991 年 8 月 20 日付け教育訓練省及び教育訓練局決定第 1931 号) 1991 年教育訓練省等決定第 1931 号

Hiến pháp nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam năm 1992 (1992 年ベトナム社会主義共和国憲法) 1992 年憲法 (1992 年 4 月 15 日公布、同日発効、2001 年一部改正)

Chỉ thị số 660/TTg ngày 17 tháng 10 năm 1995 của Thủ tướng Chính phủ về giải quyết tình trạng dân di cư tự do đến Tây Nguyên và một số tỉnh khác (タイグエンその他一部の省に向かう自発的移住民の状況への対処に関する 1995 年 10 月 17 日付け政府首相指示第 660 号) 1995 年政府首相指示第 660 号 (1995 年 10 月 17 日公布、同日発効)

Bộ luật Dân sự số 44-L/CTN ngày 28 tháng 10 năm 1995 của Quốc hội (1995 年 10 月 28 日付け国会法律第 44 号民法典) 1995 年民法典 (1995 年 11 月 9 日公布、1996 年 7 月 1 日発効、2005 年 1 月 1 日失効)

Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về việc đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号) 1997 年政府議定第 51 号 (1997 年 5 月 10 日公布、同年 7 月 15 日発効、2007 年 7 月 6 日失効)

Thông tư số 06-TT/BNV(C13) ngày 20 tháng 6 năm 1997 của Bộ Nội vụ hướng dẫn thực hiện Nghị định

51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号の施行を指導する 1997 年 6 月 20 日付け内務省通知第 6 号) 1997 年内務省通知第 6 号 (1997 年 6 月 20 日公布、同年 7 月 15 日発効、2005 年 10 月 31 日失効)

Chỉ thị số 26/CT-UB-NC ngày 12 tháng 9 năm 1997 của Ủy ban nhân dân thành phố Hồ Chí Minh về việc triển khai thực hiện Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ và Thông tư số 06/TT-BNV(C13) ngày 20 tháng 6 năm 1997 của Bộ Nội vụ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号及び 1997 年 6 月 20 日付け内務省通知第 6 号の施行に関する 1997 年 9 月 12 日付けホーチミン市人民委員会指示第 26 号) 1997 年ホーチミン市人民委員会指示第 26 号 (1997 年 9 月 12 日公布、同日発効、2005 年 8 月 19 日失効)

Công văn số 2053/C11(C13) ngày 24 tháng 12 năm 1997 của Tổng cục Cảnh sát Nhân dân thuộc Bộ Nội vụ hướng dẫn thực hiện Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号の施行を指導する 1997 年 12 月 24 日付け内務省人民警察総局公文書第 2053 号) 1997 年内務省人民警察総局公文書第 2053 号

Nghị định số 05/1999/NĐ-CP ngày 3 tháng 2 năm 1999 của Chính phủ về chứng minh nhân dân (人民証明について定める 1999 年 2 月 3 日付け政府議定第 5 号) 1999 年政府議定第 5 号 (1999 年 2 月 3 日公布、同年 5 月 1 日発効)

Chỉ thị số 27/1999/CT-UB-NC ngày 26 tháng 8 năm 1999 của Ủy ban nhân dân thành phố Hồ Chí Minh về việc giải quyết đăng ký hộ khẩu thường trú đối với công dân Việt Nam không thuộc biên chế nhà nước từ tỉnh, thành phố khác đến cư trú tại thành phố Hồ Chí Minh (国家編成に属さず、省又はその他の市からホーチミン市へ移住するベトナム公民の常住戸籍の登録への対処に関する 1999 年 8 月 26 日付けホーチミン市人民委員会指示第 27 号) 1999 年ホーチミン市人民委員会指示第 27 号 (1999 年 8 月 26 日公布、同日発効、2005 年 8 月 19 日失効)

Thông tư số 02/2003/TT-BCA(C11) ngày 13 tháng 1 năm 2003 của Bộ Công an về việc bổ sung Thông tư số 01/2002/TT-BCA(C11) ngày 4 tháng 1 năm 2002 của Bộ Công an về hướng dẫn tổ chức cấp đăng ký, biển số phương tiện giao thông cơ giới đường bộ (道路交通の車両番号の発給及び登録の指導に関する 2002 年 1 月 4 日付け内務省通知第 1 号を改正する 2003 年 1 月 13 日付け内務省通知第 2 号) 2003 年内務省通知第 2 号 (2003 年 1 月 13 日公布、同月 28 日発効)

Luật đất đai số 13/2003/QH11 ngày 26 tháng 11 năm 2003 của Quốc hội (2003 年 11 月 26 日付け国会法律第 13 号土地法) 2003 年土地法 (2003 年 11 月 26 日公布、2004 年 7 月 1 日発効)

Bộ luật Dân sự số 33/2005/QH11 ngày 14 tháng 6 năm 2005 của Quốc hội (2005 年 6 月 14 日付け国会法律第 33 号民法典) 2005 年民法典 (2005 年 11 月 9 日公布、2006 年 1 月 1 日発効)

Nghị định số 108/2005/NĐ-CP ngày 19 tháng 8 năm 2005 của Chính phủ về việc sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định số 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月 10 日付け政府議定第 51 号を一部改正する 2005 年 8 月 19 日付け政府議定第 108 号) 2005 年政府議定第 108 号 (2005 年 8 月 19 日公布、同年 9 月 13 日発効、2007 年 7 月 6 日失効)

Thông tư số 11/2005/TT-BCA-C11 ngày 07 tháng 10 năm 2005 của Bộ Công an hướng dẫn thi hành một số điều của Nghị định số 51 ngày 10 tháng 5 năm 1997 và Nghị định số 108/2005/NĐ-CP ngày 19 tháng 8 năm 2005 về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する 1997 年 5 月

10日付け政府議定第51号及び2005年8月19日付け政府議定第108号の施行を指導する2005年10月7日付け公安省通達第11号)2005年公安省通達第11号(2005年10月7日公布、同月31日発効、2007年7月6日失効)

Chi thị số 32/2005/CT-UBND ngày 21 tháng 11 năm 2005 của Ủy ban nhân dân thành phố Hồ Chí Minh về triển khai thực hiện Nghị định 108/2005/NĐ-CP ngày 19 tháng 8 năm 2005 của Chính phủ về sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định 51/CP ngày 10 tháng 5 năm 1997 của Chính phủ và Thông tư 11/2005/TT-BCA-C11 ngày 07 tháng 10 năm 2005 về đăng ký và quản lý hộ khẩu (常住戸籍の登録及び管理に関する1997年5月10日付け政府議定第51号を一部改正する2005年8月19日付け政府議定第108号及び2005年10月7日付け公安省通達第11号の施行に関する2005年11月21日付けホーチミン市人民委員会指示第32号)2005年ホーチミン市人民委員会指示第32号(2005年11月21日公布、同日発効、2007年7月6日失効)

Nghị định số 158/2005/NĐ-CP ngày 27 tháng 12 năm 2005 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hộ tịch (戸籍の登録及び管理に関する2005年12月27日付け政府議定第158号)2005年政府議定第158号(2005年12月27日公布、2006年4月1日発効)

Luật Cư trú số 81/2006/QH11 ngày 29 tháng 11 năm 2006 của Quốc hội (2006年11月29日付け国会法律第81号居住法)2006年居住法(2006年12月12日公布、2007年7月1日発効)

Nghị định số 107/2007/NĐ-CP ngày 25 tháng 6 năm 2007 quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Cư trú (居住法の一部規定の細目を定め施行を指導する2007年6月25日付け政府議定第107号)2007年政府議定第107号(2007年6月25日公布、同年7月6日発効)

Nghị định số 56/2010/NĐ-CP ngày 24 tháng 5 năm 2010 của Chính phủ về việc sửa đổi, bổ sung một số điều của Nghị định số 107/2007/NĐ-CP ngày 25 tháng 6 năm 2007 quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành một số điều của Luật Cư trú (居住法の一部規定の細目を定め施行を指導する2007年6月25日付け政府議定第107号を一部改正する2010年5月24日付け政府議定第56号)2010年政府議定第56号(2010年6月25日公布、同年7月10日発効)